

# 御殿場市地域防災計画

- 1 共通対策編
- 2 地震対策編
- 3 風水害対策編
- 4 火山災害対策編
- 5 大火災対策編
- 6 大規模事故対策編
- 7 資 料 編

令和8年3月

御殿場市防災会議

第26節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

- 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。
- 具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

要	内 容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の搜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路も若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。	

2 災害派遣要請

区 分	内 容
災害派遣要請者	知事
災害派遣要請の要求手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、下記ウの事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。</li> <li>・ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</li> <li>・また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</li> </ul>
自衛隊派遣要求書の提出及び記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課</li> <li>イ 提出部数 1部</li> <li>ウ 記載事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 災害の情况及び派遣を必要とする事由</li> <li>(イ) 派遣を希望する期間</li> <li>(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>(エ) その他参考となるべき事項</li> </ul> </li> </ul>

＜自衛隊緊急時連絡先一覧＞

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板 妻)	第 3 科 長	駐 屯 地 当 直 司 令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線150-9002〉	235 236 237	301 302
富 士 学 校 ( 富 士 )	企画室総括班長 又は防衛業計係長	駐 屯 地 当 直 司 令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線151-9000〉	2200 2234	2302
普通科教導連隊 (滝ヶ原)	第 3 科 長	//	御殿場 0550-89-0711		

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容								
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	・市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう関係機関と調整するものとする。								
作業計画及び資材等の準備	・市長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう関係機関と調整するものとする。								
作業実施に必要な物資機材等	・市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。								
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	・市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。 ・災害の際は陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊と連絡交渉する。								
派遣部隊の受入れ	市長は、派遣された部隊の受け入れ施設を市民会館等とし、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>本部事務室</td> <td>派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など</td> </tr> <tr> <td>宿 舎</td> <td>屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準</td> </tr> <tr> <td>材料置場炊事場</td> <td>屋外の適当な広場</td> </tr> <tr> <td>駐 車 場</td> <td>適当な広場（車一台の基準は3m×8m）</td> </tr> </table>	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など	宿 舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準	材料置場炊事場	屋外の適当な広場	駐 車 場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）
本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など								
宿 舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準								
材料置場炊事場	屋外の適当な広場								
駐 車 場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）								

4 災害派遣部隊の撤収要請

- 市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなると認めた場合は、陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊長に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

5 経費の負担区分

- 自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として当該市町が負担するものとする。

区 分	所 管	設置施設1	設置施設2 (予備)
災害対策本部	危機管理課	東館	市民会館 (会議棟) 消防本部
支 部	御殿場	支 部	林業会館
	富士岡	支 部	富士岡振興会館
	原 里	支 部	原里愛郷会館
	玉 穂	支 部	玉穂報徳会館
	印 野	支 部	印野振興会館
	高 根	支 部	高根団体会館
医療救護本部	健康推進課 救急医療課	保健センター	
心急危険度判定 実施本部	建築住宅課	本庁	
支援物資の 受入・集積	商工振興課 観光交流課 農政課	市体育館	陸上競技場 市民交流センター
広 域 応 援 部 隊	自衛隊	演習場 渉外課	市民会館 陸上自衛隊各駐屯地
	緊急消防 援助隊	消防本部	消防本部 馬術スポーツセンター
	県応援班 DMAT	健康推進課 救急医療課	救急医療センター (保健センター)
	広域緊急援助隊、 警察	くらしの 安全課	市民会館
ハリポート	演習場渉外課	東グラウンドB 御殿場地区広場 (パレットごてんば) 御殿場中学校グラウンド 南グラウンド (運動場) 富士岡公園 友愛パーク原里 玉穂地区東広場 陸上競技場 丸尾パーク 高根ふれあい広場 遊 RUN パーク玉穂 富士山エコパーク焼却センター 多目的広場 国立駿河療養所	東グラウンドA 東山青少年広場
遺体の安置	市民課	市民会館 (ホール棟)、 協定締 結した葬儀会社、斎場 (霊安室)	
ボランティアセンター	市民協働課	市民交流センター	
避 難 地 避 難 所	支 部	避難地設置場所一覧表参照	浄化センター、樹空の森、けやき かん、市民会館、市体育館、御殿 場中学校、西中学校、高根中学校
救 護 所	健康推進課 救急医療課	救護所設置場所一覧表参照	

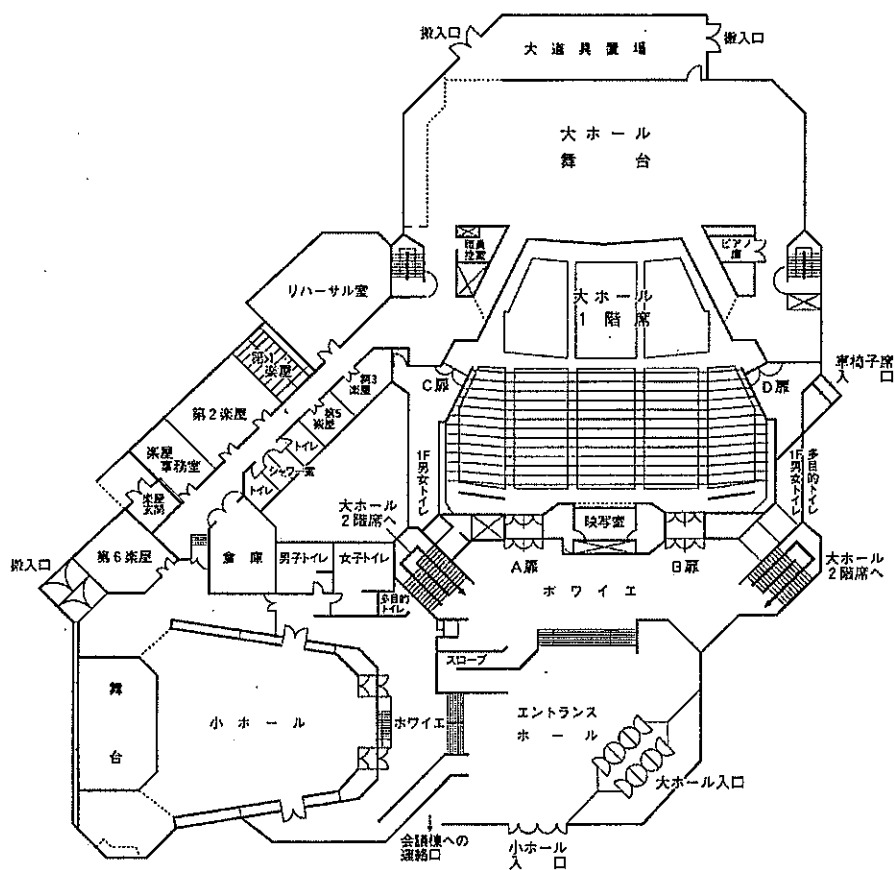
\* 合同本部が設置される場合は、東館内に設置する。

\* 広域応援部隊への受入施設は国立中央青少年交流の家、YMCA東山荘、みくりや会館とする。

## 自衛隊集結地

施設名	所在地	無線 ID	備考
市民会館	萩原 183-1	218	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヘリポート設置可</li> <li>○ 予備集結地</li> <li>・馬術・スポーツセンター (時の栖グラウンド)</li> <li>・陸上自衛隊駐屯地</li> </ul>

## 施設見取り図



## 避難地設置場所一覧

	施設名称	所在地	電話	避難区域
1	御殿場高等学校	御殿場192-1	82-0111	御殿場、西田中、深沢、栢ノ木
2	御殿場小学校	萩原361-1	82-0100	萩原、二枚橋、西田中
3	南中学校	萩原1327	83-8434	永原
4	御殿場南小学校	川島田580	82-0911	森之腰、川島田(稲谷)、新橋(駅周辺)
5	御殿場南高等学校	新橋1450	82-1272	新橋(駅東)、二の岡
6	鮎沢公民館	新橋351	83-5284	鮎沢
7	YMCA東山荘	東山1052	83-1133	東山、二の岡
8	東山青少年広場	東山1082-25	—	東山
9	馬車道公園	二枚橋38-1	—	湯沢、二枚橋
10	東小学校	西田中310	83-0415	御殿場、西田中、深沢、東田中、東山
11	東田中富士見公園	東田中1丁目19-23	—	東田中
12	二の岡地区コミュニティ 供用施設	二の岡1丁目3-15	83-4966	二の岡
13	中央公園	萩原754-5	82-4236	新橋、萩原、西田中、茱萸沢下
14	御殿場愛郷報徳会館	仁杉255-2	89-4136	仁杉、北久原
15	竈幼稚園	竈154-1	83-4144	竈、沼田、萩蕪
16	富士岡小学校	中山161	87-1006	中山下、中山上、二子、中清水
17	富士岡中学校	中山825-1	87-1122	大坂、中山下、風穴
18	神山小学校	神山478-2	87-0030	神山、高内、尾尻、町屋、富士見原
19	神山地区生涯学習センター	神山416-2	87-2055	高内、尾尻
20	駒門地区児童厚生体育施設	駒門471	87-0963	駒門
21	原里小学校	川島田1902	89-0458	保土沢、永塚、北畑、大沢
22	原里中学校	川島田1363-1	89-0338	川島田、北畑、大沢、杉名沢、神場
23	森之腰幼稚園	川島田451-3	82-2593	森之腰、川島田
24	教育支援センター	板妻101-6	89-2118	板妻
25	朝日小学校	川島田84-1	84-0188	杉名沢、川島田、森之腰、矢崎
26	富士伊豆農協	茱萸沢5	82-2800	茱萸沢上、湯沢
27	玉穂第1保育園	茱萸沢1322-1	82-0841	茱萸沢下
28	玉穂小学校	中畑441	89-0545	中畑北、中畑東、中畑南、茱萸沢下、 茱萸沢上
29	中畑西地区コミュニティ 供用施設	中畑1777	89-3948	中畑西、川柳
30	印野小学校	印野1710	89-2533	印野全地域
31	高根小学校	塚原38-5	82-1003	塚原、六日市場、美乃和、清後、 山之尻、古沢
32	(旧)高根第2保育園	上小林431-1	89-3633	柴怒田、上小林、水土野

\* 7は避難所、8、9、11、13は避難地、それ以外は避難地・避難所

\* 地震の際は14の予備避難所を早期に検討する。

\* 火山防災の避難所は、「火山災害対策編」第2章第3節避難計画において示す。

\* 他市町村からの避難者の受け入れに際しては、本市の避難者の状況等を確認し、受入避難所を選定する。

\* 避難所予備施設(浄化センター、樹空の森、けやきかん、市民会館、市体育館、御殿場中学校、西中学校、高根中学校)